

## おおいたうつくし作戦シンボルマーク使用許可要領

### (目 的)

第1条 このおおいたうつくし作戦シンボルマーク使用許可要領（以下、「使用許可要領」という。）は、おおいたうつくし作戦シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の使用を許可するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可対象)

第2条 シンボルマークは、おおいたうつくし作戦を県民に広く浸透させるため、美しく快適な大分県づくりに資する取組及び地域の活力を高める取組について使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる目的のためには使用を認めない。

- 1 営利を目的とするもの
- 2 政治活動、宗教活動等に関するもの
- 3 公序良俗に反する恐れのあるもの
- 4 法令、規則等に違反するもの

### (使用許可手続)

第3条 前条の規定によりシンボルマークを使用しようとする者は、おおいたうつくし作戦シンボルマーク使用許可申請書（第1号様式）により、おおいたうつくし作戦県民会議事務局長（以下、「事務局長」という。）に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる団体等が行う前条各号に反しない行為については、申請を要しない。

- 1 国及び地方公共団体
  - 2 おおいたうつくし作戦県民会議委員の所属する企業・団体等
  - 3 おおいたうつくし作戦の趣旨に賛同し、「おおいたうつくし推進隊」に任命又はうつくし隊」に登録する団体等
  - 4 環境保全等を目的とした講演会、展示会、普及啓発活動その他の行事を主催する団体等及び環境保全等を目的として設置する広告塔等の工作物その他これに準じるものを設置する団体等
  - 5 その他事務局長が特に認める団体等
- 2 事務局長は、前項の規定に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、シンボルマークの使用を許可することが適当であると認めた場合には、おおいたうつくし作戦シンボルマーク使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

### (使用料)

第4条 シンボルマークの使用料は無償とする。

### (使用許可の取消)

第5条 事務局長は、申請内容に虚偽があったとき、又は使用を許可したシンボルマークが不正に使用されたときには、おおいたうつくし作戦シンボルマーク使用許可取消書（第3号様式）により前条の使用許可を取り消し、通知するものとする。

### (その他)

第6条 この使用許可要領に定めのない事項については、別途定めることとする。

#### 附 則

この使用許可基準は、平成16年8月19日から適用する。

#### 附 則

この使用許可基準は、平成17年5月18日から適用する。

#### 附 則

この使用許可要領は、平成28年7月1日から適用する。